

老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

老健局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 財産処分を必要としない一時使用の範囲に関する特例

老人福祉施設等の補助施設等（※）であって、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、施設の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続を不要とするものとする。

なお、この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうものであり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他の用途に使用する場合や、他の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分の手続を必要とするものであること。

※1 補助施設等

社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金、保健衛生施設等施設整備費及び保健衛生施設等設備整備費国庫補助金並びに地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金により取得した施設等

2 申請手続の特例（包括承認事項）

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。

- （1）地方公共団体が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の地方公共団体又は社会福祉法人で同一事業を継続するもの。
- （2）社会福祉法人が行う老人福祉施設等の補助施設等の財産処分（無償譲渡及び無償貸付に限る。）であって、譲渡又は貸付先が他の社会福祉法人又は地方公共団体で同一事業を継続するもの。

- (3) 経過年数が10年以上の老人福祉施設等の補助施設等の転用について、地方公共団体以外の者が行う場合（厚生労働省承認基準別表に掲げる事業及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4に規定する重層的支援体制整備事業への転用に限る。）
- (4) 社会福祉法人が行う補助財産取得後の抵当権の設定であって、厚生労働省承認基準第3の3（2）の要件を満たし、かつ、以下のいずれかの要件を満たすもの。
- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して補助財産を担保に供する場合
 - ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して補助財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (5) 以下の補助施設等の転用のいずれかに該当する場合
- ① 老人福祉施設等の補助施設等の一部を施設内保育施設及び緊急ショートステイに転用する場合
 - ② 夜間対応型訪問介護事業所を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に転用する場合
 - ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を夜間対応型訪問介護事業所に転用する場合
 - ④ 小規模多機能型居宅介護事業所を看護小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合
 - ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所を小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合
 - ⑥ 訪問看護ステーションを定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に転用する場合
 - ⑦ 夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等を定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合
 - ⑧ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施のために必要な設備等を夜間対応型訪問介護事業の実施のために必要な設備等に転用する場合
 - ⑨ 地域密着型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を地域密着型特別養護老人ホームに転用する場合（緊急ショートステイを転用する場合を除く。）
- (6) 経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等であって、当初の補助事業を継続しつつ、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2、第78条の2の2、第115条の2の2若しくは第115条の12の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第41条の2又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の17に基づく指定を受けて当該指定事業を行う場合の一部の転用
- (7) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等の以下に掲げる転用の場合
- ① 一部の転用（※2）であって、次の条件をいずれも満たす場合

ア 転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

イ 当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているものとの判断の下に行うものであること。

※2 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続されていることで判断される。

② 介護療養型老人保健施設を介護医療院に転用する場合又は介護療養型老人保健施設の運営のために必要な設備等を介護医療院の運営のために必要な設備等に転用する場合

(8) 令和6年度介護保険事業費補助金（福祉・介護サービス提供体制緊急整備事業（介護分））の交付を受けて整備したサポート拠点のうち、経過年数が2年以上の財産処分であって、次のいずれかに該当する場合（当該サポート拠点で実施している事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

① 災害救助費の交付を受けて整備した応急仮設住宅の撤去にあわせて建物を取り壊す場合であること。

② 他の用途への転用について、転用後の用途が高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等や令和6年能登半島地震復旧・復興支援に必要な社会資源であって、地方公共団体が適当であると認めるものであること。

3 社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分

社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けて取得した老人福祉施設等の財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、当該承認基準の特例を準用するものとする。

ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生(支)局長に委任されていないので留意すること。

4 国庫納付に関する承認の基準の特例

地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の老人福祉施設等の補助施設等に係る財産処分であって、下記(1)に掲げる条件のいずれかに該当する場合又は、地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の老人福祉施設等の補助施設等の下記(2)及び(3)に掲げる転用については、厚生労働省基準第3の2(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。（いずれの場合も、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

なお、本取扱いによる場合には、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定

する再処分に関する条件が付されるものとする。

(1) 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年以上の施設等の財産処分

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、重層的支援体制整備事業に使用する
場合

イ 交換により得た施設等において、重層的支援体制整備事業を行う場合

ウ 重層的支援体制整備事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

(2) 地方公共団体以外の者が行う経過年数が10年未満の施設等の一部転用※3
転用後の用途が別表に掲げる高齢者、障害者、児童等の福祉に関する施設等（厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等又は企業主導型保育事業を行う施設に限る。）であること。

※3 一部の転用に当たるかどうかは、転用後も当初の補助対象事業等が継続
されていることで判断される。

(3) 介護療養型老人保健施設を介護医療院に転用する場合又は介護療養型老人保健施設の運営のために必要な設備等を介護医療院の運営のために必要な設備等に転用する場合

5 留意事項

(1) 次に掲げる転用については、設置及び開設に係る根拠法は同一であり、当該転用時には、関係法令に基づき地方公共団体において策定する計画等を踏まえた必要な判断がなされることから、補助金等の交付の目的に反する使用とは解されず、したがって、適正化法第22条に定める承認は不要であること。

① 入所定員29人以下の特別養護老人ホームと入所定員30人以上の特別養護老人ホームとの間での転用

② 入所定員29人以下の介護老人保健施設と入所定員30人以上の介護老人保健施設との間の転用

③ 入所定員29人以下の介護医療院と入所定員30人以上の介護医療院との間の転用

④ 入所定員29人以下の養護老人ホームと入所定員30人以上の養護老人ホームとの間の転用

⑤ 入所定員29人以下のケアハウス（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）と入所定員30人以上のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）との間の転用

⑥ 定員29人以下の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）と入所定員30人以上の有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）との間の転用

(2) 次に掲げる転用については、当該転用後も補助金等の交付時に求められる機能を逸していないと解されることから、補助金等の交付の目的に反する使用とは解されず、したがって、適正化法第22条に定める承認は不要であること。

① 地域包括支援センターを社会福祉法第106条の4第2項第1号に規定する事業に活用する場合

② 介護予防拠点为社会福祉法第106条の4第2項第3号に規定する事業に活用する場合

(3) 次に掲げる交付金に係る適正化法第2条第2項に規定する補助事業等は基金を造成することであり、造成された基金を活用して整備した施設等については、適正化法第22条は適用されず、それぞれの交付金に係る基金管理運営要領に基づき、都道府県知事等が財産処分の承認を行うこととされているが、その承認に当たっては、原則として本通知の内容に準じた取り扱いとすること。なお、これにより難い場合は都道府県知事等が地域の実情に応じて判断することとして差し支えない。

① 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）

② 介護職員処遇改善等臨時特例交付金（介護職員処遇改善等臨時特例基金）

③ 介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）

④ 医療介護提供体制改革推進交付金（地域医療介護総合確保基金）

⑤ 地域介護対策支援臨時特例交付金（地域医療介護総合確保基金）

別表（申請手続の特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）

- ・ 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）
- ・ 女性自立支援施設
- ・ 児童相談所
- ・ 女性相談支援センター（一時保護所を含む。）
- ・ 保育所（分園を含む）
- ・ 認定こども園
- ・ 小規模保育事業所
- ・ 次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令（平成17年厚生労働省令第79号）第1条第2項に規定する施設
- ・ 母子・父子福祉施設
- ・ 母子健康包括支援センター
- ・ 放課後児童健全育成事業を実施するための施設
- ・ 病児保育事業所
- ・ 企業主導型保育事業を行う施設
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業（「多様な保育促進事業の実施について平成29年4月17日雇児発0417第4号こども家庭庁成育局長通知）に規定する事業を行う事業所
- ・ 保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）
- ・ 社会事業授産施設
- ・ 地域福祉センター
- ・ 隣保館
- ・ 生活館
- ・ ホームレス自立支援センター
- ・ へき地保健福祉館
- ・ 重層的支援体制整備事業を実施するための施設
- ・ 障害福祉サービス事業を行う事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 身体障害者社会参加支援施設
- ・ 児童福祉施設（障害児入所施設、児童発達支援センター）
- ・ 相談支援を行う事業所（障害者総合支援法及び児童福祉法に規定するもの）
- ・ 移動支援を行う事業所（障害者総合支援法に規定するもの）

- ・ 地域活動支援センター
- ・ 福祉ホーム
- ・ 応急仮設施設
- ・ 地域移行支援型ホーム
- ・ 障害者総合支援法に規定するその他の施設
- ・ 地域密着型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所
- ・ 小規模な介護老人保健施設
- ・ 小規模な介護医療院
- ・ 小規模な養護老人ホーム
- ・ 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- ・ 都市型軽費老人ホーム
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 認知症対応型デイサービスセンター
- ・ 介護予防拠点
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 緊急ショートステイ
- ・ 介護関連施設等における施設内保育施設